

札幌教生第7868号
平成30年(2018年)9月12日

公益財団法人札幌市生涯学習振興財団
理事長 西村 喜憲 様

札幌市教育委員会
教育長 長谷川 雅英

札幌市生涯学習センターにおける敷地内禁煙の実施について（通知）

本市では、平成22年10月1日の「職場における受動喫煙防止対策指針」の施行以降、本市の公共施設の将来的な全面禁煙を目指し、段階的な取組を進めてきており、また、平成30年7月18日に可決された「健康増進法の一部を改正する法律」の成立を踏まえ、平成31年1月1日より、本庁舎及び区役所において敷地内禁煙を実施することといたしました。

札幌市生涯学習センターでは、これまで屋内禁煙に取り組んできただけでなく、敷地内の灰皿の設置場所の見直しを図るなど、受動喫煙防止対策を進めてきたところではあります。この度の国や本市の動向を踏まえますと、より徹底して受動喫煙防止対策に取り組んでいく必要があります。

つきましては、札幌市生涯学習センターにおいて、下記のとおり、敷地内禁煙を実施することといたしますので、利用者等へ周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1 札幌市生涯学習センターにおける敷地内禁煙の実施時期

平成31年1月1日

※敷地内に設置された灰皿についても、敷地内禁煙の実施に併せて撤去いただきますようお願いいたします。

2 周知方法について

現在2階テラスに設置している灰皿付近のほか、施設内出入口の掲示板を利用するなど、敷地内禁煙の実施について、利用者等に幅広く周知いただきますようお願いいたします。

3 参考

- (1) 本庁舎及び区役所にかかる全面禁煙の実施時期等について（通知）
- (2) 健康増進法の一部を改正する法律（概要）

札幌市教育委員会生涯学習部生涯学習推進課
担当：佐藤 電話011-211-3871